

# 雇用サービスだより

## 求人申し込みする場合の労働条件明示のルールなどが変わります

2024年4月から、求職者に対して明示しなければならない労働条件の追加などの情報提供の方法の見直しを内容とする、改正職業安定法施行規則が施行されます。

これにより、ハローワークに求人申し込みをする場合、求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されます。

### 求人申込書

### ① 従事すべき業務の変更の範囲

※将来の配置転換など、雇い入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、「仕事の内容」欄に**変更後の業務を明示**してください。

### ② 就業場所の変更の範囲

※採用後、雇い入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1.あり」とし、**転勤範囲を明示**してください。

### ③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※「契約更新の可能性」欄を「1.あり」に○を付け、同欄の「原則更新」または「条件付きで更新あり」のいずれかに○を付けてください。

- **原則更新の場合**は「求人に関する特記事項」欄に**通算契約期間または更新回数の上限等を明示**してください。（更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。）
- **条件付きで更新ありの場合**は「契約更新の条件」欄に**具体的な更新条件を記載**してください。（更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。）

問い合わせ先：最寄りのハローワークの求人担当部門

## 令和6年3月新規学校卒業予定者の就職内定状況（12月末時点）

新規高等学校卒業予定者の就職内定率は94.8%と前年同月から2.4P上昇。

新規大学等卒業予定者の就職内定率は87.7%と前年同月から0.3P上昇。

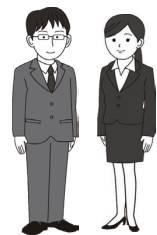
### 【新規高等学校卒業予定者】

	計	前年同月	対前年比
卒業予定者数	9,421	9,762	▲3.5%
就職希望者数	1,432	1,575	▲9.1%
就職内定者数	1,358	1,455	▲6.7%
就職内定率（%）	94.8	92.4	2.4P

	計	前年同月	対前年比
求人数	6,131	5,376	14.0%
求人倍率	4.28	3.41	0.87P

### 【新規大学等卒業予定者】

	専修等	高専	短期大学	大学	合計
就職希望者数	1,625	140	536	4,700	7,001
就職内定者数	1,273	139	395	4,332	6,139
就職内定率（%）	78.3	99.3	73.7	92.2	87.7



問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 職業安定課 電話 076-265-4427

事業主の皆さまへ

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。  
この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point ①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）



### Point ②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・ 警備業	15%
・鉄道業 ・ 医療業 ・ 高等教育機関 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・ 児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・ 小学校	45%
・幼稚園 ・ 幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

### Point ③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 職業対策課（電話：076-265-4428）又は最寄りのハローワーク



能登半島地震に係る 事業者支援施策説明会(雇用調整助成金の特例措置)

令和6年2月9日(金)及び2月14日(水)の両日、令和6年能登半島地震に係る事業者支援施策説明会が石川県の主催により開催されました。

石川労働局は、施策説明として雇用調整助成金の特例措置について説明を行いました。

<参加人数>

2月9日 コスモアイル羽咋(能登会場)

午前 : 264名+オンライン620名

午後 : 205名+オンライン455名

2月14日 地場産業振興センター(金沢会場)

午前 : 245名+オンライン330名

午後 : 231名+オンライン250名



能登半島地震被災者向け避難所での出張相談

石川労働局とハローワークは今般の能登半島地震被災者向けの出張相談を実施しました。

これまでに以下の4回を実施し、参加者は41名でした。

- ・ 2月14日(水) みやびの宿加賀百万石 (加賀市)
- ・ 2月15日(木) アパホテル金沢中央 (金沢市)
- ・ 2月20日(火) さわか交流館プルート (穴水町)
- ・ 2月26日(月) あわづグランドホテル (小松市)



避難所周辺のみなし仮設住宅に申し込んでおり、そこから通勤できる仕事を探している方、まだ住居が決まらず、仕事探しもできない方など、様々な事情の方からの相談がありました。

また、必要な方には被災者向け求人情報を提供し、また雇用保険の相談などを行いました。



能登半島地震被災者対象の求人情報誌の発行

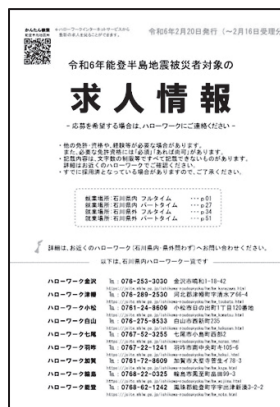
全国のハローワークで受理した、能登半島地震被災者の方を対象とした求人を集め、求人情報誌として発行し、概ね2週間を目途に更新しています。

※ 被災者の方を対象とした求人とは、被災求職者の雇い入れについて、優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向がある求人です。

求人情報誌は石川労働局内の各ハローワークに掲示又は設置をしています。また石川労働局ホームページでも閲覧が可能です。

さらに石川労働局ホームページでは、被災者の方を対象とした最新の求人を検索することも可能です。

事業所の皆様においては、被災者対象求人の提出にご協力をお願いします。



「数馬酒造株式会社」をユースエール企業に認定しました



石川労働局は、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業であるとして、数馬酒造株式会社(鳳珠郡能登町)を若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業として認定しました。

令和6年2月14日、ハローワーク能登において認定通知書交付式を実施しました。

☆ユースエール認定制度について☆

「ユースエール認定制度」とは若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を「若者雇用促進法」に基づき、厚生労働大臣が認定する制度です。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



# 管内労働市場のうごき（令和6年1月分）

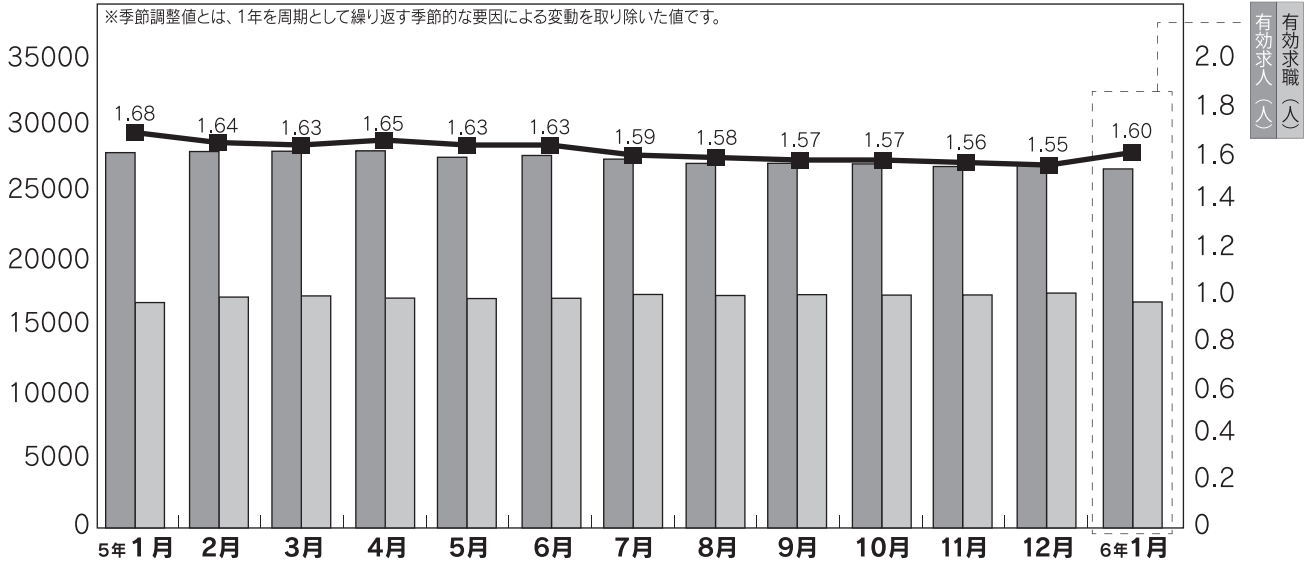
1月の窓

有効求人倍率  
(季節調整値)  
**1.60**倍

正社員  
有効求人倍率  
**1.30**倍

～求人される皆様へ～  
**正社員求人をお願いします！**

有効求人倍率（季節調整値）の推移



有効求人人数	27,788	27,871	27,894	27,919	27,442	27,576	27,302	26,982	26,990	26,946	26,750	26,838	26,570
有効求職者数	16,573	16,983	17,070	16,906	16,873	16,894	17,178	17,101	17,164	17,131	17,142	17,282	16,616

◎令和5年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されています。  
◎1月の有効求人人数(季節調整値)は前月と比べて1.0%減少し、有効求職者数(季節調整値)は3.9%減少したため、有効求人倍率は1.60倍となり、前月と比べ0.05ポイント上昇しました。  
また、正社員有効求人倍率(原数値)は1.30倍となり、前年同月と比べ0.05ポイント低下しました。

## ●新規求人の動向

区分	4年度	6年1月	前年同月比
合計	116,052	8,785	▲11.5
建設業	9,192	758	4.4
製造業	15,297	972	▲25.6
食料品、飲料	3,429	231	▲36.7
繊維工業	2,071	115	▲29.4
はん用機械器具	1,387	80	▲36.0
生産用機械器具	1,871	109	▲12.8
業務用機械器具	172	15	▲31.8
運輸業、郵便業	7,161	472	▲29.7
卸売業、小売業	19,406	1,518	▲2.7
宿泊業、飲食サービス業	13,467	610	▲24.6
医療、福祉	23,377	1,846	▲11.1
サービス業	12,796	1,041	▲12.4

(注)1 パートタイムを含む。  
(注)2 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

## ●職業別有効求人倍率（常用）

令和6年1月

区分	有効求人(人)	有効求職(人)	有効求人倍率(倍)	
合計	24,308	15,487	1.57	
職業別	管理的職業	59	38	1.55
	専門的・技術的職業	4,049	1,955	2.07
	事務的職業	2,295	3,559	0.64
	販売の職業	3,634	813	4.47
	サービスの職業	6,245	1,368	4.57
	保安の職業	618	94	6.57
	農林漁業の職業	196	132	1.48
	生産工程の職業	2,406	1,449	1.66
	輸送・機械運転の職業	1,208	465	2.60
	建設・採掘の職業	1,145	186	6.16
	運搬・清掃・包装等の職業	2,453	2,373	1.03
	分類不能の職業	0	3,055	0.00

(注) 常用的パートを含み、臨時・季節を除く。

## 雇用サービスだより（毎月1回発行）

編集発行 石川労働局職業安定部

〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号  
金沢駅西合同庁舎5階  
(平日 8時30分～17時15分)

職業安定課：TEL 076-265-4427  
需給調整事業室：TEL 076-265-4435  
職業対策課：TEL 076-265-4428  
訓練課：TEL 076-200-8437

石川労働局ホームページへ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

石川労働局HP

